

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和6年8月20日（火）13：30～16：15
場所：恩賜林記念館2階大会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、
佐藤委員、高木委員、湯本委員

<事業者>

山梨西部広域環境組合 建設課 長谷部課長、小澤副主幹、望月主査

株式会社静環検査センター 環境事業部 環境計画課 佐々木課長補佐、
竹内主任研究員、池田、
岡本
環境事業部 生態系調査課 栗田課長

<事務局>

山梨県 環境・エネルギー部 大気水質保全課
野中課長、齋藤総括課長補佐、樋川課長補佐、谷内主査、伊藤副主査

次第

- 1 開 会
- 2 議 事
議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る準備書について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

資料2 意見整理表(公開版)

資料3 意見整理表(非公開版)

資料4 知事意見素案

事業者説明資料 意見整理表に対する説明資料

別添資料1 陸上植物・陸上動物・水生生物・生態系に係る説明資料

別添資料2 代償に係る図面

別添資料3 混雑度の計算方法に係る説明資料

1 開会

(司会 齋藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には御多忙中のところ御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

私は本日の進行を務めます、大気水質保全課 総括課長補佐 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

大気水質保全課長の野中ですが、公務のため、遅れて参加となります。

はじめに、審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況については、15名の委員のうち、会場に5名、Web参加が4名で、2分の1以上の出席が得られますので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立することを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。事前に郵送にてお送りさせていただいておりますが、次第・席次表、委員名簿、資料1～4、事業者説明資料、事業者説明資料の別紙資料1～3となっております。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出ただけであればと思いますが、よろしいでしょうか。

傍聴人の方は、受付時に配布した傍聴券に記載の「傍聴の心得」を御覧いただき、心得に沿って傍聴願います。なお、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合があります。また、今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については録音をさせていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。また、御発言の都度、お名前を仰っていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議になることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例により会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。坂本会長よろしくお願いいたします。

2 議事

議題 山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業に係る準備書について

(坂本会長)

それでは議事を進行させていただきます。

案件の審議に入る前に、本審議会の運営報告について御確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、「動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いてすべて公開とする。」、「議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。」というようお願いしております。それから、希少動植物の保護の観点から、一部の審議については、非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際は、報道関係者及び傍聴人には、本会議場から一旦御退出いただきます。御協力をお願いします。

本日の議題は「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」に係る準備書に関するものです。はじめに、事業者から前回の審議会で委員から質問のあった事項等について説明していただき、それを受けて質疑応答や意見交換を行います。その後、事務局から知事意見素案について説明していただき、意見交換を行います。終了時間は16時頃を予定しております。

それでは本日の議題に入ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課 課長補佐 樋川でございます。

資料1「事業概要と準備書手続について」を御覧ください。本事業は「山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業」です。本事業については、3回目の審議会となりますので、資料表面の説明については、省略させていただきます。裏面を御覧ください。本件のスケジュールですが、これまでに6月12日と7月19日の2回、審議会を開催させていただいております。また、関係する中央市長及び市川三郷町長への意見照会、公聴会の開催を終えています。資料には記載がありませんが、本日御審議いただくものと同じ知事意見の素案を庁内の関係課に配布し、本日の審議会と並行して庁内調整を行っているところです。

今後については、審議内容と庁内調整の結果を踏まえ、知事意見の素

案を修正し、事業者から県民意見等意見の概要が提出されてから120日以内、つまり、9月19日までに、事業者に対して知事意見を述べることとなります。以上で資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から、事業概要と準備書手続きについて御説明をいただきました。

続きまして、事業者から説明をお願いします。30分程度で簡潔をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

それでは、説明させていただきます。

第2回審議会において、口頭で回答したのも多々ありますが、改めて意見とそれに対する回答をさせていただきます。

意見No8について説明します。評価書において、具体的な根拠を示さず、「影響が極めて小さい」と記載されているものがあるので、「環境保全措置の効果」と「当該措置実施後も残る環境影響」について丁寧に記載すべき、という御意見がありました。

関連する御意見として、意見No28について説明します。評価について、環境基準のみで判断するのではなく、上流・下流や事業前後等の比較対象との比較を行うべき、という御意見がありました。

回答ですが、影響の大きさについて「環境保全措置の効果」と「環境保全措置実施後も残る環境影響」について整理するとともに、環境基準との単純な比較だけではなく、現況からの変化、水路の上流側からの変化といったような比較評価を行います。

続きまして、意見No13について説明します。「その他用地」の計画面積及び対象事業実施区域面積の決定方法は、用地買収は最低限であるべきだが、必要な面積に対して過大ではないか、という御意見がありました。

回答ですが、配置・動線計画を策定するに当たり、ごみ処理施設を稼働させながら、同一規模・同一条件の次期ごみ処理施設の建設を行うことを前提として用地面積を決定しております。ごみ処理施設の建設面積と各種の整備条件については、基本設計の中で検討しておりますが、次期ごみ処理施設を建設する際は、来場者駐車場を取り壊す必要があり、その期間は見学者の受け入れを一時的に中止するか、別の場所に来場者

駐車場を確保する等の対策が必要となるなど、用地面積には余裕がない状態です。

同様の意見になりますが、意見N o 1 4について説明します。対象事業実施区域内の「その他用地」における拡張計画について、次期施設、雨水調整池及び排水口の場所等の詳細を示すこと、という御意見がありました。

回答ですが、5ページの図で説明します。この図は今回計画しているごみ処理施設の配置案です。東側にごみ処理施設を配置して、南側に雨水調整池を設置します。雨水調整池からは、青色の丸の位置から水路に排水し、そこから南西方向に水が流れます。左上に生態系の代償措置として生物の生育・生息環境を創出する場所を設置します。

6ページに移ります。この図は次期ごみ処理施設を配置した場合の配置案です。今回計画しているごみ処理施設を稼働させながら、次期ごみ処理施設を建設するためこのような配置となります。この図のとおり、来場者駐車場をなくさなければならぬため、繰り返しになりますが、用地面積に余裕がある状況ではありません。

続きまして、意見N o 1 7について説明します。市川三郷町長からの「定期的な説明会」を求める意見に対して、「定期的に行う」という回答だが、開催時期や頻度を示すべき、という御意見がありました。

回答ですが、造成や施設の設計が固まった段階・工事に着手する段階等、事業の段階ごとに説明会を行い、住民の不安解消に努めます。また、具体的な開催時期等については評価書に記載いたします。

続きまして、意見N o 1 8について説明します。対象事業実施区域内の土地について、周辺の土地と異なり、土地の区割りが歪であるのはなぜか、という御意見がありました。

事業者の回答ですが、対象事業実施区域は中央市の浅利地区であり、西側と南側は市川三郷町となっています。市町のそれぞれが農地整備を行っており、別の事業なので農地の区割りが異なっていると考えます。

続きまして、意見N o 1 9について説明します。事業者は、準備書の公聴会で述べられた意見に対する見解をいつ示すのか、という御意見がありました。

事業者の回答ですが、今回の審議会において、まず前回の審議会の意見、次に市川三郷町長の意見、最後に公聴会の意見に対する回答を行います。また、評価書においても、公聴会で寄せられた意見とそれに対する見解を評価書に記載します。

続きまして、意見N o 2 3について説明します。一般的に煙突は高い

方が最大着地濃度は小さくなるにも関わらず、煙突高さで濃度が逆転することはおかしいので、よく検討すべき、という御意見がありました。関連する御意見として、意見No24について説明します。高度により拡散係数が異なっているにも関わらず、「煙突高さにおける拡散係数」を地上まで変えずに計算することは間違いなので、次のいずれかの方法で再計算すべき、ということで、①拡散係数が変わる高さまで計算して、変わった地点から拡散計算を変えて計算する。②グリッドを切って、ボックスモデルのような方法で計算する。③煙突高さ59mと100mを同じ拡散係数で計算する（または安全側に立って計算するなど。）、という御意見がありました。

回答ですが、第2回審議会において、「いただいた御意見を反映した再予測の結果を第3回審議会でお示しする。」と回答しましたが、当方で想定した予測方法では適切な結果は得られないと判断いたしました。予測方法の検討からやり直していますので、すみませんが今回お示しすることはできません。最終的には、御意見を踏まえた適切な予測方法を使用して予測評価を行い、評価書に反映いたします。

続きまして、意見No37について説明します。1つ目は、周辺の浅井戸もあらかじめ調査すべき。2つ目は、揚水量・揚水の深さや帯水層が不明であるため、浅井戸への影響が把握できるような事後調査を行うべき、という御意見がありました。

回答ですが、浅井戸の水質は施設利用に適していないことから、現時点では深井戸とする可能性が高いと考えております。深井戸を設置するに当たり、揚水管は対象とする帯水層以外には孔がない無孔管を使用し、また揚水管と周辺土壌との間をセメンチングすることで帯水層間の水移動を遮断するので、浅い帯水層への悪影響は生じないと考えております。また、これとは異なる視点ですが、深井戸から過剰な採水をした場合に、浅井戸に影響するという事例もありますが、連続揚水試験を行い、適切な揚水量とすることから、このような悪影響は生じないと考えております。ただし、深井戸の利用が確定していないことから、水象・地下水への影響については、浅井戸を使用する場合と深井戸を使用する場合のそれぞれについて予測・評価を行い、事後調査の必要についても検討し、その結果を評価書に反映いたします。

この件について、組合から追加の説明がございました。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

説明の途中で申し訳ありません。山梨西部広域環境組合 建設課長

長谷部と申します。第2回審議会における回答について、一部訂正をお願いします。地下水の事後調査について御意見をいただいている際、組合で実施した地下水調査の掘削深度を90mと回答しましたが、正確には掘削は約100mで行っております。その調査結果に基づいて、井戸の使用については、掘削深度90m程度であれば、1,500L/分程度の揚水が可能になると想定されました。申し訳ありませんが、この場を借りて訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、説明を続けさせていただきます。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

続きまして、意見No38について説明します。環境影響評価手続き後に揚水する井戸の深度を決定する場合には、評価書では、浅井戸と深井戸の両方について影響を検討すべき、という御意見がありました。

回答ですが、先ほどの回答と一部重複しますが、深井戸を利用する可能性が高いもののまだ確定していないため、水象・地下水への影響については、浅井戸を使用する場合と深井戸を使用する場合のそれぞれについて予測・評価を行い、その結果を評価書に反映いたします。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

続きまして、意見No47について説明します。①同定根拠をより具体的かつ詳細に示すべき。②同定するに当たり標本を作成しているのであれば、山梨県の環境情報として重要なので、しかるべき機関に寄贈されたい、という御意見がありました。

回答ですが、①に対しては、識別が困難な種については、識別点などの同定根拠を評価書に記載します。②に対しては、標本の今後の取り扱いについては、寄贈するなどの対応を事業者側で検討したいと思えます。

続きまして、意見No50について説明します。写真には撮影日、または引用する場合は出典を記載すべき、という御意見がありました。

回答ですが、評価書において、現地で撮影したものには撮影日、図書などから引用したものにはその出典を記載するようにいたします。

続きまして、意見No55について説明します。30年後の建て替え予定地内の開発については、できる限りの回避や最小化を検討した上で、代償の検討に移るべき、という御意見がありました。

回答ですが、ご指摘を踏まえて、再度、希少種の分布、それらの生育・生息環境の整理を行い回避及び最小化措置の検討を行いました。

しかしながら、当事業の対象事業実施区域は、構成市町から推薦地を

募り、環境への影響も含めた総合的な視点から、構成市町による協議を行った結果、対象事業実施区域として選定した場所です。

そして、当区域の土地利用計画は新ごみ処理施設の他、緑地帯及び住民の憩いの場所（芝生公園）や雨水調整池等の設置を計画しており、なお、その場所は30年後の次期ごみ処理施設の建設を予定しており、現状の生息場所を長期間残すことができません。

これらのことから、回避・最小化措置の実施は困難であるため、代償措置を採用したいと考えております。

続きまして、意見No59について説明します。事業地周辺に複数のオオタカのペアが生息しており、冬はほぼ間違いなく事業地周辺の水田や河川敷も採餌場に行っていると考えられるため、事業がオオタカに与える影響を、冬季の生息状況を踏まえ再予測をすべき、という御意見がありました。

回答ですが、オオタカについて、冬季から夏季にかけて、2期の調査を実施しております。評価書においては、季節ごとの調査結果を整理し、オオタカの行動について説明を追加します。

続きまして、意見No60について説明します。今回の事業を呼び水に周辺の開発が進むことが考えられるため、そのことも踏まえ上位種の選定理由を説明するべき、という御意見がありました。

回答ですが、地域生態系の上位種につきましては、選定基準を「上位性・環境のつながり・改変域内における生息確認の有無・地域的特性・重要な環境の分布・調査におけるデータの精度・知見の有無」の計7項目を選定しました。これらの選定基準に対して、生態特性や現地調査の結果、既存資料や事例から、7項目すべてに該当するオオタカを上位種として選定しました。

本事業は「ごみ処理施設整備事業」であり、この事業が周辺開発にどのような影響を与えるかは不確かではありますが、今回の施設整備を含めて市街化が進む可能性があります。また、近年オオタカの市街地への適応化が確認されており、現地調査時においても市街地においてオオタカが確認されています。その中で、オオタカについては、対象事業実施区域の利用が確認されていること、対象事業実施区域が対象ペアの行動圏と重複することが現地調査の結果及び行動圏解析で確認されています。

従いまして、市街化が進んだ場合でも、オオタカが周辺地域を含め利用し続ける可能性があることを考慮すると、地域生態系の上位種としての選定は適切であると考えております。

続きまして、意見N o 6 1 について説明します。生態系の上位種を失うことは、生態系へ非常に大きな影響を与えることを踏まえ、評価書に事業による影響について記載をすべき、という御意見がありました。

回答ですが、ご指摘を踏まえて、評価書において行動圏解析や餌量調査の結果、また季節ごとの調査結果を整理して、説明を追加するようにいたします。

続きまして、意見N o 6 4 について説明します。希少種を移植する前に生息環境を創出しなければ定着しないため、そのための時間を確保すべき、という御意見がありました。

回答ですが、新たな生育・生息環境を創出した後、環境が安定したと判断した段階で移植・移設を行うようにします。

続きまして、意見N o 6 5 について説明します。創出環境を作るためには、あらかじめ事業実施区域内で希少種が生息している生息環境、生育できる生育条件をしっかりと把握すべき、という御意見がありました。

回答ですが、保全対象種ごとに生育・生息環境を再度整理しました。それらから条件を見出して、その条件に合った創出環境を創出するようにいたします。具体的な内容については、次の意見N o 6 6 で説明します。

続きまして、意見N o 6 6 について説明します。代償の検討に当たっては、検討手順を以下について整理し、審議会で審議をすべき。①現在の生育環境の調査方法、②希少種ごとの生育条件、③創出環境の候補地にて、生育環境・生育条件を満たせるかの判定、という御意見がありました。

回答ですが、別紙資料1を御覧ください。①と②については、保全対象種ごとに現地調査の結果から、現在の生育・生息環境を再度整理し、それらの条件をお示ししております。その結果、ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、カワヂシャ、ミゾコウジュ、微小貝類3種、コガムシについては、エコトーンなどの湿地環境の創出が必要となります。次に、微小貝類3種、シャジクモ、ミナミメダカは止水域などの流れが緩やか、または静水環境の創出が必要となります。③については、保全対象種ごとに創出環境が生育環境・生育条件を満たせるか判定しました。その結果、すべての保全対象種に対して、生育環境・生育条件を満たすと判定しました。

続きまして、意見N o 6 7 について説明します。希少種だけを移植しても当該個体群は維持できない。移植先の周辺に生育する他の生物との相互作用も含め創出環境を検討するとともに、周辺環境の事後調査も行

うこと、という御意見がありました。

回答ですが、別紙資料2を御覧ください。こちらは創出環境の概略図になります。水源から池へ接続し、池の一部には止水域やエコトーンを設けます。さらに、池から水路へ繋がり、水路には水田に類似する湿地環境を設けます。こちらの環境には、ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、カワヂシャ、ミゾコウジュの生育・維持管理を行う圃場的環境と考えております。水路は南へ流れ、最終的に東側の水路へ排水する計画になります。排水部には水路と高さを設けることで、排水先の水路との交流を防ぐような計画をしております。それにより、ミナミメダカの在来個体群の遺伝子を担保できると考えております。また、事後調査については、周辺の生物との相互作用も踏まえて行うことといたします。

続きまして、意見No70について説明します。維持管理と並行した生物の生息調査を行うべき、という御意見がありました。

関連する御意見として、意見No71について説明します。移植した種が維持されているか、どうすれば維持できるかを確認することが重要なので、事後のモニタリングを適切に行うべき、という御意見がありました。

回答ですが、事後調査において、生物のモニタリングを実施する計画となっております。準備書には、植物は工事中に環境保全措置の1年目と3年目、供用時は1年目にモニタリングすると記載しておりますが、さらに検討を重ねて評価書に記載します。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

続きまして、意見No86について説明します。将来計画にある「施設を併設した場合」の供用期間が1年半もあることから、景観について大まかでも良いのでフォトモンタージュを作成し、保全措置が必要か検討すべき、という御意見がありました。

回答ですが、計画施設と次期施設がともに存在している条件下での景観予測と、その予測結果に基づく保全措置が必要か検討を行います。

25ページに予測結果の例をお示ししております。煙突が59mの場合における、今回の計画施設と次期施設が併存する条件でのフォトモンタージュとなります。左側のフォトモンタージュは、笛吹川堤防道路から見たものであり、左側の施設が今回の計画施設、右側の施設が次期施設となっております。次期施設は、今回の計画施設よりも若干右側の手前に配置される計画なので、若干大きく見えます。右側のフォトモンタージュは、「みたまの湯」という高台から見たものであり、右側が今回

の計画施設、左側が次期施設となっております。次期施設が完成してから今回の計画施設の解体が開始するまで、おおよそ数ヶ月間はこのような形で両方が100%見えるような景観になると考えられるので、他の項目の予測結果も併せて、保全措置等の検討の方を進めて参ります。

続きまして、意見No95について説明します。1つ目は、国道140号の交通量が多いため、廃棄物運搬車両の増加に伴う渋滞の発生が危惧されるため、施設入り口付近の交通状況に対するより丁寧な予測・評価を行うべき。2つ目は、追加検討の結果、影響が生じるおそれがある場合は、入り口を分ける等の追加の対策を講じるべき、という御意見がありました。関連する御意見として、意見No96について説明します。国道140号の交通量が多いため、廃棄物運搬車両の施設への入り方、出方と一般車両の関係について更に検討すべき、という御意見がありました。

回答ですが、①に対しては、入口前面における国道140号の断面の交通状況の予測評価を行います。②に対しては、影響があると考えられた場合は、より詳細な予測を行うとともに、搬入車両の分散等の対策を検討いたします。その上で、27ページから、断面の交通状況の予測結果を説明いたします。27ページの上に入口前面の右折専用車線が設置された場合の概要図を示しており、図の左側が市川三郷町の方向、右側が道の駅とよとみの方向になります。下に西から東に向いた場合の道路断面図を示しており、左側は現況の道路断面、右側は右折専用レーンができた場合の断面図となっております。上の図に①から⑤と付していますが、5つのパターンに分けて予測を行いました。予測①は、現況を再現した場合にどのくらい混雑しているかについて、混雑度を計算することで求めました。混雑度とは、道路が構造上持つ走行可能な台数に対するピーク時の交通量が占める割合です。詳しくは、別紙資料3にまとめておりますので説明は省略させていただきます。予測②は、入り口から見て左側の断面における将来の混雑度を計算したものです。予測③は、入り口から見て右側の断面における将来の混雑度を計算したものです。予測④は、右折専用レーンを設置した場合における将来の直進する車線の混雑度を計算したものです。予測においては、右折レーンの車両を除いた直進車両のみ計算しています。予測⑤は、右折専用レーンにおいて、車両がスムーズに右折できるか検討しました。

28ページは、今説明した5つの予測パターンについて文章化したものになります。

29ページは、①から④の予測結果になります。予測①は、平日の混

雑度は1.07、休日の混雑度は0.96となります。それぞれの数字の意味は、右の表に示しております。例えば、混雑度1.0未満は、昼間12時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できるという値となっております。混雑度1.0から1.25は、昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間体が1～2時間のピーク時間があるものの、これが何時間も連続するという可能性は非常に小さいという値となっております。予測①のとおり、現況が0.96、1.07に対して、予測②から④のとおり、将来が0.99から1.15であり、現況からは値が大きくなるといった予測になっております。なお、予測④に括弧書きで数字が記載してありますが、これは別の条件で予測を行ったものになります。前回の審議会で、右折専用レーンを走行している搬入車両により、見通しが悪くなることによって直進車線の車両の速度が落ちることで混雑を引き起こすのではないかと、という御意見がありましたが、混雑度の計算には、道路の断面交通量しか必要としないため、道路の幅については計算そのものに反映することができませんでした。このため、通り抜けのしにくさ、右折専用レーンにパッカー車があり、その脇を通り抜けるのが難しいということと、27ページの斜線の余裕幅を減らすという形で再現して、実質的に道路が少し狭くなるような印象を受けた中で、走行した場合にどうなるか計算したのものになります。予測の結果、平日の混雑度は1.19まで上がりましたが、1.25を超えることはありませんでした。

30ページは、予測⑤の結果になります。予測方法ですが、右折を待つときに対向車線が切れる時間がどのくらいあるかを、右折可能時間として求めました。具体的には、東側の最寄りの交差点である「豊住橋南交差点」で、東西方向に進む信号が、「右折のみ青」のパターンと、それが終わって「全方向赤」のパターンにおいて、東側からの車両が途切れ、右折車両が入場できる時間を右折可能時間として整理いたしました。1時間あたりの右折可能時間を1時間当たりの搬入台数で割り、1台当たりの右折可能時間を計算したところ、11時台と13時台が最短となり、1台当たりに許された時間は3.4秒となりました。

31ページに、評価結果を整理しました。道路断面の混雑度について、現況からの変化は小さいもの、平日は現況の1.07から1.11～1.16に、休日は現況の0.96から0.99～1.13に増加すると予測され、現況・将来ともにピーク時に1～2時間程度混雑する可能性が考えられました。次に、右折進入の可能性について、右折進入する車両1台当たりの右折可能時間は最短で3.4秒になると予測されました。

3. 4秒は右折するには十分な時間であると考えますが、豊住橋南交差点以外から来る車、例えば、道の駅とよみから出てきて、西側に進んで来る車があることを考慮すると、実際の時間はもっと短くなる可能性があります。一方で、1台が右折するのに約3秒掛かるとしても、2台続けて右折する場合は合計5秒になるといったような短縮する要素も考えられます。

以上より、地域交通に影響する可能性が考えられ、また不確実性もあることから、断面の交通量や右折専用レーンの車のつながりについて、事後調査を行うこととしました。また、時間別にどの時間がピークになり得るのかという検討も含めて、検討を行い評価書に反映したいと思えます。

続きまして、意見No99について説明します。国道140号沿いの施設入り口に廃棄物運搬車両のための信号を設置するのか、という御意見がありました。

回答ですが、国道140号の本線で交通の滞留が起きないように、右折専用車両を設置します。なお、施設入り口への信号設置は行わない考えです。

次に、市川三郷町長からの御意見に回答します。

意見No108について説明します。①住民から寄せられている意見等も考慮し、十分な調査・予測・評価がなされるよう特別の配慮に努めるべき。②調査・工事・供用時の各段階で定期的に説明会等を開催し、住民の不安解消に努めるべき、という御意見がありました。

回答ですが、①に対しては、大塚地区の住民からの意見を踏まえ、大気汚染や景観等、可能性のある環境影響について適切な予測評価に努めます。②に対しては、先の審議会意見に対する回答と同じになりますが、造成や施設の設計が固まった段階、工事に着手する段階等、事業の段階ごとに説明を行い、住民の不安解消に努めます。具体的な開催時期は評価書に記載いたします。

続きまして、意見No109について説明します。基本計画や基本設計などに記載される数字と環境影響評価中の数値は整合性を図るべき、という御意見がありました。

回答ですが、評価書における施設に関する数字について、最新の計画との整合を確保します。

続きまして、意見No110について説明します。住民は煙突の高さに関して大気汚染及び景観について不安を抱いているので、説明会で情報公開を行い、不安解消に努めるべき、という御意見がありました。

回答ですが、住民から、煙突高さによる排ガスの広がり方など、大気汚染や土壌汚染に対する意見が寄せられたことを踏まえ、煙突高さの違いによる影響の違いについて予測を行うとともに、複数の項目間での影響の大きさを総合的に評価することで、最も適切な高さについての整理を行います。また、設計・施工・供用の要所において、情報公開や住民への説明を行うとともに、事後調査の結果についても公開いたします。

続きまして、意見No111について説明します。建設時や供用時に車両の増加が見込まれるが、周辺道路は農耕者の車両の往来も多いため、車両の搬入時刻・走行時刻、経路の分散等あらゆる方策により、環境負荷の低減に努めるべき、という御意見がありました。

回答ですが、廃棄物運搬車両の搬入時刻等については、渋滞が生じる時刻である朝7時から8時・夕方17時から18時を避けるほか、予測・評価の結果、影響が考えられた場合は、搬入車両の分散等の対策を検討します。また、事後調査により車両の走行による地域交通への影響が確認された場合も対策を検討します。その他、より安全で効率的な収集運搬については、構成市町と協議し、環境負荷の低減に努めます。

続きまして、意見No112について説明します。施設の処理方式については、大気汚染や不燃残渣の扱いなど環境負荷が少なくなるよう最適な方式を研究すべき、という御意見がありました。

回答ですが、大気汚染・廃棄物・温室効果ガス等について、項目ごとの予測・評価に加え、総合評価において、より環境負荷が小さくなる条件を整理いたします。また、処理施設の業者選定の際には、環境負荷の程度を評価基準とすることで、さらによりよい提案を募り、影響の小さい施設とする考えです。

意見No113について説明します。地元説明会で白煙について質問があるなど、住民は不安を抱いているので、適時、説明会を開催して情報公開を行い、住民の不安解消に努めるべき、という御意見がありました。

回答ですが、地元説明会では白煙の影響、また方法書に対する公聴会では夜間の白煙の影響について意見があったことから、夜間の白煙の景観への影響についても予測・評価を行います。また、設計・施工・供用の要所において情報公開や住民説明を行うとともに、事後調査の結果についても公開いたします。

参考として、39、40ページに夜間の景観の予測結果を示しました。

39ページは笛吹川堤防からの景観の予測結果であり、左側が現況、右側が将来の予測結果となります。左側を御覧ください。中央に小さな

明かりが見えますが、こちらは中央市の「とよとみクリーンセンター」の照明となります。右側を御覧ください。100mの煙突を設置した場合の予測結果となりますが、航空法で必要となる航空障害灯を設置した場合、その照明に照らされる形で白煙が見える可能性があります。また、下の方に見えているのは、緑地部分を照らす照明がこのように見えるのではないかと予測しました。

40ページは「みたまの湯」という高台からの景観の予測結果となりまして、距離が離れていることもあり、写真上ではうっすらとしか見えません。現実においても「注目すれば見える。」程度になるのではないかと予測しております。

続きまして、意見No114について説明します。施設の配置・形状については、基本設計において十分検討すべきである。基本設計はアセスと並行して検討の方が進んでおり、アセスよりも先行して検討が終了するため、それを十分検討すべき、という御意見がありました。

回答ですが、施設の配置につきましては、基本設計書、今の時点ではまだ案ですが、基本設計検討委員会において検討した配置例を示しております。それとともに、処理施設の業者選定の際は、配置・形状とそれによる効果を業者選定の評価基準とし、さらにより良い提案を募ることで、影響の小さい施設とする考えです。また、評価書では、確定した基本設計の内容に基づいて再度予測・評価等を行って参ります。

次に、公聴会で述べられた御意見に回答します。

意見No115について説明します。①準備書では処理能力が361t/日となっているが、その後公表された基本設計報告書(案)では274t/日となっているため、それらの整合が図られた環境影響評価を行うべきである。②また、人口減少等を踏まえると、30年後の建て替え施設の用地面積3haは過大であり、計画を精査すべきである、という御意見がありました。

回答ですが、①に対しては、最新の計画と整合を図り、最新の数値による環境影響の大きさについて予測・評価を行います。②に対しては、先ほど申し上げたとおり、今回計画しているごみ処理施設を稼働させつつ、次期ごみ処理施設を建設しようとする、面積的には余裕がないものになります。

続きまして、意見No116について説明します。①煙突高さが59mより100mの方が、地上における排気ガス濃度が高くなるのは計算がおかしいので、計算方法を見直すべき。②山梨では、冬に偏西風が卓越し、事業実施区域の東には住宅団地もあるため、それらも考慮して排

気ガスの影響について予測すべき、という御意見がありました。

回答ですが、①に対しては、公聴会の意見、第2回技術審議会の意見を受けて、予測方法の見直しを行っているところです。②に対しては、対象事業実施区域から東側にある最寄りの住宅における煙突由来の大気汚染物質濃度についても予測して、評価書に反映いたします。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

最後の御意見になります。意見No117について説明します。チョウゲンボウについて、調査範囲内における確認数から主要な採餌環境ではないと結論づけているが、調査が不十分であるため、より綿密な調査を行うべき、という御意見がありました。

回答ですが、猛禽類調査は、県庁との協議や有識者ヒアリングなどを踏まえて、2営巣期の調査を実施しました。チョウゲンボウについては、第1営巣期に1例・第2営巣期に9例とオオタカと比べると確認例数が少ない状況でした。確認状況や環境から、調査範囲が採餌環境と考えられますが、確認例数が少なく、繁殖期の継続的な確認もないため、主要な採餌環境ではないと結論づけました。

説明については以上になります。

(坂本会長)

どうもありがとうございました。これから質疑応答に入りますが、希少動植物については後で時間を設けますので、まずは公開の部分について質疑応答をお願いします。はじめに会場の委員からお聞きして、そのあとWeb参加の委員にお聞きします。Web参加の方はミュートのまましばらくお待ちください。それでは会場の委員、御質問・御意見がございましたらお願いします。

石井委員をお願いします。

(石井委員)

石井です。御説明ありがとうございました。39、40ページの夜景の部分について、月明かりの明るい日なのかそうではないのか、条件を記載した方がいいと思います。月明かりがある時とない時では、多分見え方が全然違うと思います。もう1つは、どのように予測するか難しいですが、暗順応した後に見た時の見え方は多分違うと思います。このため、これで大丈夫だとは多分言えないと思います。月明かりや暗順応をどのように表現するかについては、調べてこなかったのではありません

が、そこを検討していただきたいと思います。以上です。

(坂本会長)

この意見について、事業者から何らかの御意見・御説明はありますか。

(事業者 株式会社静環検査センター 竹内氏)

委員がおっしゃっていただいたとおり、月明かりや暗順応をどのように再現すればいいのかについては、こちらも不勉強で申し訳ありませんが把握しておりませんので、調べさせていただいて、できるだけ漏れないような形で予測・評価を行いたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。他に会場の委員いかがですか。
湯本委員お願いします。

(湯本委員)

湯本です。代替地の設計図を見せていただきましたが、買収できていない非常に大きな部分がありますよね。これをどのように想定して、この設計図を作成されたのでしょうか。現在どうなっているか分かりませんが、真ん中の白い抜けているところがどのような状況になるのかにより、池や周りの代替地にも影響があるのではないかと思います。どのような想定のもと、将来どのようにしていくかということがあれば教えてください。

(坂本会長)

事業者から説明をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)

確認させていただきたいのが、委員が今おっしゃった白い部分とは、今ポインターで示しているところでしょうか。こちらは、対象事業実施区域外となりますので、基本的には、これまでどおりその土地の地権者が耕作を行うこととなります。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

この土地の現在の利用状況ですが、地目が田んぼか畑かはっきりしていませんが、取水がないので畑ではないかと思われれます。ただ、現在は

耕作されておられません。

(湯本委員)

分かりました。耕作放棄地とすると、その影響は代替地にもあるのではないかと思いますので、その辺はこの先どうするのか教えてください。

(坂本会長)

事業者から説明をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

代替地として設定しているところは、基本的に水を入れるような環境になっており、耕作放棄地から種子が飛んでくれば、その影響はあるのではないかと思います。一方で、先ほど、どのような環境を作るのか説明させていただきましたが、エコトーンを作ったり、水を入れたりするので、基本的には湿地環境に近いような環境とし、その上で水位を変動させながら、発芽を抑制するような形の環境を作成する予定です。周辺に耕作放棄地や水田もありますが、事後調査で管理していきながら、最終的には耕作放棄地にある植物が優勢にならないような環境を作る予定なので、大きな問題はないと考えております。

(坂本会長)

ありがとうございました。

小林委員をお願いします。

(小林(富)委員)

植物の小林です。3つ意見があります。1つ目は「水収支」、2つ目は「大気」、3つ目は「稲」に関するのですが、これらは関連するといえれば関連します。意見No70と71の説明において、モニタリングしていくとおっしゃっていましたが、ごみ処理施設建設後も周囲に水田が残ると思いますが、その水田の稲の生育状況とか、収量・質に関するモニタリングはしないのかということに私は疑問を感じています。市川三郷町長からの意見に、住民が不安を感じているとありましたが、現在耕作している人たちも不安を感じているのではないかなと思います。意見を言わせていただきます。

1つ目は、水収支についてです。今まで水田があったということは、稲が植えられて、水が湛えられていた訳です。そこにコンクリートの建

物が建設されます。そうすると、水の蒸散とかいろいろなことが変わります。水田の水や、そこで育っている稲からも蒸散しているわけです。その状態が全く変わってしまうと、それによりどのようなことが起こるのか予測ができるような気がします。面積がいくつで、一般的に田んぼの蒸散はいくつで、それをコンクリートの建物にしてしまうと、蒸散の収支がこのようになるから、乾燥化してしまうとかですね。水田に在ると、コンクリート舗装されたところにいるのでは、体感温度は違いますので、気温が少し上がるのではないかと分かりますよね。ということは、この建物ができることによって周囲の気温が上がるわけです。地球温暖化により気温が1度上がることについては大騒ぎしているにも関わらず、このことについての予測がありません。まずはそういうところのデータがあった方がいいと思います。県で出している指針に、水田や耕作地についてはこういう予測が必要である、と記載していないかもしれませんが、これから水田や耕作地の後継者がいなくなり、水田や耕作地が放棄され、何かになっていくということがすごく多くなると思います。そういうときに、環境が変わる1つの視点として、こういうことを明らかにする必要があるのではないかと思います。それから、交通量や気温がどうなるかは稲の成長に関係します。貴重な生物についてはいろいろ予測していますが、稲に関するものは1つも記載されていません。水田を耕作する上で稲は大事です。だから、稲の生育がどうなるかということのモニタリングも行い、もし変化があったとすれば、それをどうするのかということの見通しを立てるべきではないかと思います。

次に、大気と稲についてです。私たちは、光合成というと、二酸化炭素と水からデンプンを作るということで終わってしまっていますが、実は光合成はものすごいシステムで、その中で窒素を取り入れてアミノ酸を作ったり、硫黄を取り入れて自分たちの体の代謝に使ったり、そういうことが行われています。窒素酸化物や硫黄酸化物みたいなものも気孔から取り入れるので、それが空気中にどのくらいあるかにより稲の生育は変化すると思います。排ガス処理装置をつけて、こういう数値が下がると予測するのはいいと思いますが、稲から見た値が記載されていません。これについて研究した資料はないかもしれませんが、事業者に求めているわけではないですが、研究していかなければならないことだと思います。お米を作っていたところにごみ処理施設が建設され、窒素酸化物や二酸化炭素が出てくることについて、安易すぎるのではないかと思います。これは私も含めて、これから考えていかなければならないことだと

思います。水田がある地域に、人工的なものを作ってしまうと、その周りで作ったお米は今と同じように美味しくて、栄養分があるお米ですかということです。光合成は実はすごく難しく、植物は炭素と窒素のバランスを自分で感じ取って調整しています。だから、田を起こすときは、レンゲソウを植えて、マメ科のもので窒素を作らせるなど、いろんなことをしています。今の水田がどのように化学肥料を使い、どのようにやっていたかとか、そういうこともきちんと考えておく必要があると思います。大気汚染防止法の基準をクリアしているとか、それより厳しい基準を設定しているとか、こういう書き方をしていますが、稲の生育や光合成に関する視点から専門家に話を聞いて、住民の人たちに、こういうことだから大丈夫ですとデータを示せるかということです。これを求めても無理かもしれませんが、必要なことだと思います。

(坂本会長)

分かりましたか。あの辺の土地は、耕作しているのかということもありますが、農地の括りになっていると思いますので、農地として使われることを前提にしなければなりません。耕作しているのかということ、耕作していなくても農地として使われるとどうなるかということを含めると、一般的な耕作放棄地、あるいは水田を止めてしまうことによる気象や水収支とかに与える影響は、誰か研究してないか調べてみてください。私も誰が研究しているか分かりませんが、農業関係、それから水文関係、気象関係の方がやっている気がしますので御検討ください。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

かなり難しい内容で、確かに先生の言われるとおりで、地域住民、農業をやられている方々への配慮は必要なのかなと思いますが、調べてみないと何とも言えませんし、調べてできるのかどうか、今のところ返答できないような状況です。

現在、農家の方にいろいろな話をさせていただいておりますが、あの地域では稲作は裏作という形で行っているそうです。稲の生育だけでは、生計は全然成り立たなくて、それでトウモロコシを植えているそうです。トウモロコシを植えていることによって、稲作のタイミングがかなり遅くなります。6月下旬から8月半ばぐらいまでの間にしか水がないという状況になっていて、陸稲みたいな育て方と、普通に苗床を作って植える方法があり、ゴールドデンウィークの頃は水を全く入れない播種タイプの稲作を行っています。元々あの地域は、河川の氾濫平野といいますが、

そういう形で表土も薄く、下の部分は礫層ができます。その中で笛吹川や浅利川の水を使いながら、稲作をしていて、中央市の方ではバルブ、市川三郷町の方では水路という形で管理されております。このように、裏作で行われている中で、収量を見ていくのは厳しいというのが調査した側の考えではありますが、委員が言われたとおり、一応データを探してみます。

(坂本会長)

今説明があったような農期の現状と、将来どうなるかという可能性も一応評価書に記載していただきたいと思います。地元の農業の人がそれを読んで、そんなことを勝手に言われては困る、という話もあるかもしれないので、今おっしゃったような情報については、どこかに記載しておいていただければありがたいと思います。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

先ほどの説明について、市川三郷町がバルブで中央市が水路でしたので訂正いたします。

(坂本会長)

北原委員お願いします。

(北原委員)

北原です。小林委員から、生態系の重要性についておっしゃっていただきましたけど、私も、水田にこだわりがあります。

別紙資料1についてよろしいですか。希少種ごとの生息環境を細かくまとめていただいて、大変分かりやすかったです。ありがとうございます。これを拝見して思ったことは、希少種が主に見られる環境は、水田と、水路と、湿地の3つであること、そしてこれらの種にとってエコトーンが重要であることがよく分かりました。ただ、ここで私が思うのは、エコトーンとは、要するに何かの環境と何かの環境の間にある推移帯の部分のことですが、ここで記載しているのは、すべて水田が作り出したエコトーンということですので、これらの種を創出環境へ持って行って維持させるためには、その水田環境が作り出したエコトーン、これがすごく重要ではないかと思います。

別紙資料2の配置図を拝見すると、「水田に類似する湿地環境」と1箇所ありますけど、私が言いたいことは、水田を創出環境へ作ることは

できないのかということです。そうすれば、現在置かれている希少種の生息環境に近いような環境を創出できるのではないかと、思いました。

そこで確認したいことは、水田に類似する湿地環境というのは、水田を作るということですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

紛らわしい表現ですみません。委員から、水田環境に依存するというように言っていただきましたが、「水田環境」イコール「攪乱」です。他の植物が育たず、一時的に裸地になる水際に先駆的に生育するような植物なので、いかに攪乱を作るかが大事になります。攪乱をおこす要素として、水位変動、つまり水によって発芽を抑制するということがあります。先ほど、耕作放棄地の部分はどうするのか、種が飛ぶではないか、というお話もありましたが、そういうところでの攪乱をどれだけおこすかということです。エコトーンで水位変動させた中で、どのように管理していくかということ、事後調査の中でマニュアル化していくことになります。

次に、「類似する湿地環境」とは、最初の段階では圃場と考えています。これはどういうことかということ、水位管理をしっかり行うことによって、生育させたい植物を繁茂させ、その上でエコトーンや、水際のところに移植しながら、そこをベースにして、最終的に水田に類似する湿地環境の部分も、湿性植物が繁茂するような環境を作りたいと考えています。繁茂が一概に何%なのか言えませんが、水田を作るとなると、その後に管理する必要があり、さらに他の人の手を借りなければならず、そこがなかなかうまくいかないところです。学校の近くであれば、学校の方に協力していただいて管理している事例もありますが、今回の計画地では難しいと思います。このため、委員の言われている水田という攪乱を、稲作の代わりにどのようにして管理していくかということで、代償措置の環境を創出しようと考えております。

(北原委員)

よく分かりました。そうすると、現在置かれている水田環境のエコトーンを創出環境のところに作れるかどうか重要になりますので、まずは試験的なことをやってからモニタリングして、生育環境が整ったことを確認してから移植する、という計画でよろしいでしょうか。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

創出環境が安定したところで移植します。他の植物が入りづらいところでは、今の植物は生えやすいので、この水田に類似する湿地環境をベースに、ここの環境をどれだけいい状態に保っていけるか、という考え方で進めたいと思います。

(北原委員)

ありがとうございました。モニタリングして、状況を見ながら移植していくということですね。

もう1つは、面積的に果たしてこれで問題ないのかということですね。前回の審議会でも議題になりましたが、個体としてそこに存在するわけではなく、個体群として存在しますので、希少種ごとに必要となる最低面積を算定していただいて、創出環境を作っていただきたいと思います。

あともう1つは、創出環境が整うまで一時飼育を行う種があるとのことですが、一時飼育を行う技術はしっかりしているのか、またその飼育を行う場所が確保されているのか、その点もお聞きしたいと思います。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

事業区域の東側にごみ処理施設を建設するので、事業区域の西側に一旦仮移植を行う計画になっています。仮移植の方法等は、今後専門家の方に業務としてお願いして進めていくことを考えております。

(坂本会長)

希少種の話になるので、細かいことは非公開の部分でお願いします。北原委員よろしいでしょうか。

(北原委員)

分かりました。

(坂本会長)

それに関して私から確認させてください。この委員会は、次回は評価書のときに開かれますが、移植と評価書の時間的な関係はどうなりますか。評価書が提出されるまでに移植が終わってしまうのであれば、今議論しなければなりません。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

評価書は、令和6年12月頃の完成を目指しており、本移植前の仮移

植はその頃着手することになると思います。代替地を作るのは、令和7年度以降の工事の中で行っていくことを考えています。

(坂本会長)

分かりました。本移植については評価書のときに議論できますが、仮移植はそれより前に行うから、今日あるいは評価書を提出してもらうまでに、何らかの意見を述べさせていただくという理解でよろしいですか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

評価書の取りまとめの時期が仮移植の着手を始める時期になると思います。

(坂本会長)

分かりました。その前提において、仮移植についてはこの後の希少種の審議の中でもう1回御説明いただきたいと思います。

もう1点確認させてください。30年後の建て替えのために、余計に土地を購入していますが、次期ごみ施設の規模は、現行と同じ規模、すなわち現行の廃棄物量を処理する前提で検討しているのでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

そのとおりです。次期ごみ処理施設は、同じ規模で計画をしています。将来の社会経済状況は分かりませんが、今の配置計画だと、同規模のものを建てる計画になっています。

(坂本会長)

30年後に人口が増えている気もしないので、それまでにまた御検討いただいて、必要に応じて規模の縮小も考えていただければいいのではないかと思います。

次にWeb参加の委員から御意見を伺いたいと思います。岩田委員、よろしくお願いします。

(岩田委員)

山梨大学の岩田です。代償地について幾つかお伺いします。

別紙資料2の図面ですが、赤い斜線部分で示されているエリアが何なのか、また事業予定地で採取した個体を維持培養して、代償地に移植することを想定しているのか教えてください。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)
赤色に着色した部分は、事業地内の沿道になります。

(岩田委員)
分かりました。その下側の緑色と赤色の枠で囲われたエリアについても教えてください。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)
盛土する関係の法面になります。その下のピンク色の部分は人が通るための遊歩道になります。

(岩田委員)
分かりました。事業予定地で個体を採捕して、それらの個体を代償地にそのまま移植するか、または維持培養を行った上で代償地に移植するというところでよろしいですか。

(事業者 株式会社静環検査センター 岡本氏)
そのとおりです。

(岩田委員)
先ほど一時飼育の話もありましたが、維持管理はどのような計画を考えていますか。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)
すみません。先ほどの希少種をどこから採ってくるのか、という質問ですが、基本的には事業地内で採取する予定です。仮移植の段階で、事業地内を探して、移植個体があるか見極めながら対処していくことになります。確実に事業地外になる可能性があるのがメダカです。メダカの遺伝子的な集団の中で、どうも上流の方に繋がる水路に、在来系のものがあるという考えがあるようなので、広く採取した中で遺伝子解析して、最終的に保全する個体を決めていくことになります。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)
次に、維持管理について説明します。現在、この事業区域全体の管理区分を検討しております。来年度、ごみ処理施設を作る業者が決定しま

すが、代償地も含めた部分までごみ処理施設の受託業者に委託するのか、または組合で管理していくのか、管理の主体を検討しているところです。

(岩田委員)

維持管理の主体は決まるとして、代償地を生物の生息に適した形で保全していくという内容で委託されるのでしょうか。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

そのとおりです。管理の主体が組合になるとしても、専門家の意見を伺いながら、適切な管理をしていくことになります。

(岩田委員)

承知しました。気になったことがいくつかあります。1つ目は、希少種が必要とする生息場所を盛り込んでいるような印象がありますが、先ほど北原先生もおっしゃっていたことと同様で、果たしてここでその個体群を維持できるのかどうかということが判然としません。特に先ほどの説明ですと、事業予定地から個体を採取するということですが、個体数が少ない低密度で分布している種を取って、この狭いエリアに入れて40年間維持していくためには、相当な個体数を入れないと個体群を維持するのは困難だと思います。本来、個体群自体が広がりを持って分布しているものですから、周辺の水田環境と代償地をいかに交流させ、接続させるかということが重要ではないかと個人的には思っています。ただ私は個々の種の専門家ではありませんので、そちらは専門的な見解をお願いしたいと思いますけれど、先ほどの説明の中では、排水路を閉じて隔離するような説明もあったかと思いますが、むしろその周辺の水田地帯の用水路や隣接する水田農地と、この生物の往来が確保できるような仕掛けが必要なのではないかと個人的には思いました。その意味で、先ほどの赤色や緑色やピンク色の部分のあり方について、必要な形状や質的な面というところを再検討してもいいのではないかと思います。

2つ目は、代償地を隔離してここに閉じ込めるようなタイプのものを想定しているのか、周囲との往来を確保するようなものを想定しているのか気になっています。

3つ目は、非常に細かいことですが、北原委員も仰っていましたけれど、エコトーンという言葉の使い方が少し違っていると思います。「湿地環境であるエコトーン」という表現がよく出てきますが、エコトーンは「推移帯」という意味であり、生態系の境界付近をすべて呼びますので、池

と書いているところであろうが、水田に類似する湿地環境と書いているところであろうが、その際の部分はすべてエコトーンなので、その言葉の使い方をもう少し明確にさせていただきたいと思います。ここで指しているエコトーンはおそらく湿地用の場所のことではないかと思いますが、エコトーンとは一体何なのか、もう少し明確にさせていただきたいと思います。

(坂本会長)

事業者から説明をお願いします。

(事業者 株式会社静環検査センター 栗田氏)

まず生物の往来や隔離について説明します。メダカの遺伝子の攪乱ということがありまして、特に今回の事業地の下流域には、かなり複雑な遺伝子を持った個体が多く存在しています。地域との連続性を保つことが、本来なすべき姿だと思いますが、遺伝子的な意味でも、魚だけは入り込めないようにする必要がありますので、段差を設けて隔離させていただいております。ただ、他の昆虫や、その他中型動物等に関しては、水田の周辺から十分に行き来できるような環境としています。先ほどの説明の中で水路の話をさせていただきましたが、このエリアは10月を過ぎると水路に水がなくなります。もちろん主管の排水路のあたりは、常に水が流れているような部分もありますが、多くの枝水路は、水がなくなってしまって、水生生物の生育が1回リセットされるような環境になると思います。そうした中、永続的に水が出ていく場所ができることにより、下流部の水路の水位が安定した環境が形成されるのではないかと思います。ただし、水路の管理は本事業とは全く別の話なので、その管理は行えません。生物的な往来に関しては、魚は隔離という形になりますが、それ以外に関しては十分往来できるような構造になっているので、問題ないと考えております。その部分に関しては、事後調査において確認していきます。

エコトーンに関しては、先生の御指摘のとおりですが、水辺の傾斜地を表現する言葉がなくて、エコトーンと表現させていただきました。実際、傾斜をかなり緩く取っていて、水色の部分は水深が深い形になっているので、水位変動で水が浸かっている状態になったり、水が完全に切れたりという状態が形成できるような構造を計画しています。

(坂本会長)

ありがとうございました。

それでは、Webの後藤委員お願いします。

(後藤委員)

質問です。深井戸の可能性が高いという表現があったと思うのですが、深井戸と浅井戸の深度が何メートルの深井戸を考えておられるのでしょうか。以前に説明あったかもしれませんが教えてください。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

井戸の深さの想定ですが、令和4年度に水質調査を行う中では、主として掘削深度90mのところを採取する想定です。

(後藤委員)

深井戸は90mのところから水を取る可能性が高いということ、また、浅井戸の可能性もあるということなのですが、それはどのような観点から決められるのですか。揚水試験もされるということなのですが、周辺の地盤沈下への影響も水質等も評価されて、「どこの帯水層から水を引くのか」という考え方を教えてください。

(事業者 山梨西部広域環境組合 長谷部建設課長)

近隣井戸の水質調査を行いまして、その結果、掘削深度55mの浅井戸については鉄の濃度や色度がかなり高いということで、プラント用水としての利用は厳しいと思われたため、今回は90mを想定深度としています。

(後藤委員)

わかりました。浅井戸は50mで、その深度の水の利用が厳しかったため、さらに深い90mとしたということですね。

(坂本会長)

高木委員お願いします。

(高木委員)

交通量に関して丁寧な計算をしていただきありがとうございます。資料を拝見して、ある程度納得しました。今の状態でしたら、これで何とかかなりそうかなとは思ってはいます。しかし、結構ぎりぎりだというの

も事実で、渋滞が一切発生しないという状況ではなくて、発生するけど我慢できる範囲内ぐらいのところだろうと思っています。また、説明資料30ページにあるように、時間的には11時台と13時台の、昼休み前後の時間帯が一番大変そうです。場合によっては、警察を含めて御理解をいただき、この時間帯だけ信号制御のやり方を変更等することで問題なくいけるのではと思っております。そのことだけ御留意ください。

(坂本会長)

ありがとうございました。

以上で公開の部分については、意見が出尽くしたと思います。

次は、希少動植物等に関する非公開の審議に移りたいと思います。非公開ですので、冒頭お話ししましたように傍聴の方、報道関係の方は申し訳ありませんが、事務局から待機場所の案内をしますので、しばらく退室をお願いいたします。

(坂本会長)

それでは、非公開の審議を行いたいと思います。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

ここからは知事意見についての話です。約120あった評価書に対する意見を、事務局で約40の知事意見素案にまとめていただきました。それでもいつもよりは多いので、4つに分けて説明をしていただきたいと思います。最初に全般的事項、その次に大気・水質等、3番目が植物・動物・生態系、4番目は景観・人と自然との触れ合い活動の場等です。自分の専門分野を優先的に見ていただいても結構です。

それでは事務局から最初に全般的事項のNo1から10についての御説明をお願いします。

(事務局 樋川補佐)

それでは資料4の知事意見素案について、あまり時間がございませんので、知事意見をそのまま読み上げさせていただきます。

No1～10は全て「全般的事項」となります。

まず、No1です。以下のように「環境配慮事項」、「環境保全措置」、

「事後調査」の定義が曖昧なので、定義を確認した上で修正すること。
①モニタリングを環境保全措置としているものがあるが、環境影響を低減させるものではないため、事後調査である。

②調整池の浚渫等、環境影響評価と関わりなく行われる対策等については、環境保全措置ではなく環境配慮事項である。

N o 2。各環境影響評価項目の環境保全措置について、「回避」・「最小化」・「代償」の記載がないもの・検討が足りないものがあるので、この順で漏れなく検討し、できる限り環境負荷を小さくすること。

N o 3。根拠の記載がないまま「影響なし」と評価しているものがあるので、「環境保全措置の効果」、「当該措置実施後も残る環境影響」、「不確実性」も含め、科学的（できる限り定量的）に評価書に記載すること。

また、不確実性の有無とその根拠を明確にし、予測や環境保全措置の効果に不確実性がある場合は事後調査を行うこと。

N o 4。環境保全目標は、環境基準や法令の基準ではなく、「事業前後の比較」や「事業の影響を受けている影響区・影響を受けていない対照区の比較」等に基づき設定することとし、評価書に反映すること。

N o 5。地元説明会等で煙突高さや白煙などについて、住民から不安の声が上がっているため、調査・工事・供用時などの各段階で定期的に地元説明会の開催等により、住民の不安を解消すること。

次に2ページ目です。N o 6。「準備書」と「基本設計報告書（案）」で処理能力等の整合が図られていないため、評価書では各種計画等との整合を図ること。

N o 7。施設の配置や形状については、基本設計において十分検討し、その検討内容及び結果を評価書に記載すること。

N o 8。複数案による処理方式等の検討には、先行事例の実績を踏まえると共に、その検討結果が環境配慮事項や環境保全措置の決定などどのように反映されたのかが分かるように、評価書で説明すること。

N o 9。30年後の建替予定地において、代償の検討前に行った回避・最小化の検討結果を評価書に記載すること。

その際、当該用地については、人口減少等の社会情勢も踏まえて利用計画を検討すること。

N o 10。30年後の建替予定地に整備する芝生公園について、構造や施設の配置・維持管理等が不明なので、詳細を評価書に記載すること。

N o 1から10までは以上となります。御審議のほど、よろしく願います。

(坂本会長)

私の手元の資料では、今の説明箇所は、石井委員、岩田委員、私、田中委員の意見を主に反映させたということです。

まず、石井委員、岩田委員はこの全般的事項について、これでよろしいですか。

それでは、他の委員はいかがですか。表現等でも気になるところがあれば意見をいただければと思います。

それでは、全般的事項の審議は終わらせていただいて、次はNo 11から25、大気や水質に関する部分です。元の資料によりますと、岩田委員と私、本日欠席の小林(拓)委員、杉山委員、芹澤委員の意見が反映されているということです。

それでは、事務局は続きの説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

No 11以降について読み上げさせていただきます。資料4の3ページを御覧ください。No 11から15は大気汚染に係る知事意見となります。

No 11。造成工事により粉じんが発生するため、「大気汚染」の調査項目に加えること。

No 12。事業(工事・施設の稼働)で発生する排出ガスによる人以外(動植物、農作物等)への影響や直近民家での影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。

No 13。排出ガスによる最大着地濃度の予測方法については、正しい結果が得られないので改め、その内容を評価書に記載すること。

No 14。季節により卓越する風向が異なるため、季節ごとに排出ガスが住宅等に及ぼす影響について検討し、評価書に示すこと。

No 15とNo 16は水質汚濁に関してです。No 15。煙突高さについて、59mと100mの比較しか行われていないため、煙突高さ59mが最善と考えた理由を、59m未満とする場合も踏まえて比較・検討し、評価書に記載すること。

No 16は水質汚濁です。水質汚濁について、降雨時の濁水排水時(出水時)における放流先河川の浮遊物質質量(SS濃度)しか予測が行われておらず、またそのSS濃度が水質汚濁防止法の一律排水基準を下回ることから影響が小さいと結論づけている。

しかし、水生生物への影響について検討が行われていないため、排水

による水生生物への影響について予測すること。なお、予測に当たっては、水生生物も考慮した環境保全目標の設定を行うとともに、出水時、豊水期、平水期、低水期に分けた予測を行うこと。

No17。施設内で生じる排水（プラント排水）の処理について、再利用または下水道への排除といった記載しかないため、発生源（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）や排水量、排水の水質を踏まえ、以下について具体的に評価書に記載すること。

- ①排水処理方式と処理能力
- ②処理施設の位置と洪水対策
- ③事業地内における排水の流れ

No18は水象になります。地下水調査時の採水方法（採水の深さ、不圧か被圧か、対象事業実施区域の上流・下流の同一帯水層で採水したかなど）について、評価書に記載すること。

4ページをお願いします。No19です。事業による河川水・地下水汚染の影響が明らかにできるよう、対象事業実施区域周辺の工場等による河川等への影響の有無を確認し、その結果を評価書に記載すること。

No20。笛吹川に流入している湧水の有無を調べるとともに、事業が地下水と湧水に及ぼす影響について予測すること。

また、施設周辺及び下流の利水（水道事業、地下水利用）に及ぼす影響についても予測し、その結果を評価書に記載すること。

No21。地下水を利用する場合、くみ上げる帯水層によっては、より浅い帯水層に影響を与えるおそれがあるため、あらかじめ浅井戸を調査するとともに、浅井戸での事後調査も行うこと。

No22。地下水を利用する場合で、揚水する井戸の深さが評価書作成以降に決まる場合は、井戸の深度の決定後に、当該井戸の深度を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないように、浅井戸と深井戸の両方について環境影響評価を行った上で評価書を作成すること。

No23は地盤沈下になります。地下水の揚水量は井戸の掘削後に決定され、環境影響評価中には確定しないため、以下の内容について評価書に記載すること。

- ①影響が最小化できる揚水量の決定方法と影響が小さいことの判断基準
- ②（予測の確実性について説明できない場合）事後調査計画

No24。「地盤沈下」と「水象（地下水位）」の予測が差別化されていないため、ボーリング調査等に基づき、地盤沈下の位置・範囲・沈

下量を予測し、その結果を評価書に記載すること。

No25は日照障害についてです。以下の事項について、評価書で説明すること。

- ①周辺の現地調査結果（水田・畑等）
- ②調査日及び調査時刻の根拠
- ③採用したてん補基準の添付及び採用の妥当性
- ④代償措置としての農家への補償内容

No25までは以上となります。御審議のほど、よろしく願います。

（坂本会長）

ありがとうございました。

まず、意見が反映されている岩田委員願います。

（岩田委員）

私の意見はNo16かと思います。No16の表現の最後のところで、「出水時、豊水期、平水期、低水期に分けた予測を行うこと」という、知事意見素案になっていますが、この豊水期、平水期、低水期というのは流況曲線がないと区別ができません。また、今回の事業予定地の放流先河川は、排水水路のようなものですので、厳密にこの4つの区別に分けるのは難しいと思います。したがって、豊水期や低水期とするのではなく、資料4の右側に記載された私の意見のような形で、「出水時だけでなく、平水時の・・・」等、少し曖昧な表現になってしまいますけれども、そのような表現の方がよいのではないかと思います。

（坂本会長）

わかりました。事務局は修正をお願いいたします。それから大気の部分ですが、今日は、小林（拓）委員がたまたまいらっしゃらないので、この部分は改めて個別に確認していただくというつもりです。大気については、専門分野でない委員からも御指摘がありました。他の委員で何か御意見等ございますか。

小林（富）委員願います。

（小林（富）委員）

私は大気が専門ではないですが、「最大着地濃度地点」や、「煙突高さの59mと100mの比較」の考え方がよくわからない気がします。煙

突のところでの速度が書いてありましたが、煙突のところでもそのような速さが出るかもしれない、59mと100mでは挙動が違ってもいいかもしれませんが、「大気中に散らばった分子がどう動くのか」ということについて、私は違うのではないかと思います。ですから、「どのように亜硫酸ガスや二酸化炭素等が広がっていくのか」というイメージは、式だけではなく、コンピューター等でシミュレーションができるのではないかと思います。したがって、59mと100mの比較しか行われてないからとありますが、その点を考えて意見すべきだと思います。

(坂本会長)

計算すれば必要なデータが出てくるので、イメージしやすいものを要求しても、事業者は構わないと思います。

他の委員はいかがでしょうか。後は大気が専門の委員に、表現も含めて確認していただこうと思います。

続いて3番目の動物・植物、生態系の関係です。事務局は、No26から33の説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

No26。対象事業実施区域周辺の水田環境への影響について、調査・説明が不足しているため、以下の内容について、評価書に記載すること。

- ①具体的な現地踏査方法
- ②湛水状態・落水状態など水田の状態にあわせた調査結果
- ③工事前後における水田用水の水質変化の予測結果

No27。ミズマツバなど同定が困難な植物について同定根拠が不十分なので、専門家の意見を交えて再確認し、その結果を評価書に記載すること。

また、同定に当たり作成した押し葉等標本等については、山梨県の環境情報として重要なので、寄贈等を検討することが望ましい。

No28。フクロウが採餌環境として水田を利用する可能性があること、夜行性で4季で各1日の短期間の調査では必要十分な情報が得られていない可能性があることを踏まえ、フクロウに係る環境影響評価を再検討し、その結果を評価書に記載すること。

No29。周辺に広域な採食地が残存するから影響は小さいと結論づけているが、それだけでは影響が小さいことの根拠として不十分である。例えば冬には対象事業実施区域周辺を採餌場として利用していると考

えられるため、利用環境の一部が失われることを踏まえ、再度環境影響評価を行うこと。

なお、生態系上位種のオオタカについては、夏季・冬季の行動圏、水田・河川といった採餌情報等を踏まえたうえで再度環境影響評価し、その結果を評価書に記載すること。

N o 3 0。多くの動植物の環境保全措置について、「回避」・「最小化」について十分な検討がないまま「代償」で対応するとしているため、回避・最小化について追加で検討し、その結果を評価書に記載すること。

6 ページのN o 3 1です。代償として創出する環境(創出環境)の具体的な計画が示されておらず、移植・移設対象種が定着できるか判断できないため、以下の内容を含む具体的な計画を種ごとに検討し、その内容を評価書に記載すること。

- ①移植・移設前の生育・生息環境に関する調査結果
- ②生育・生息条件（日照・気象条件・土壌条件・周辺生態等）
- ③環境を創出する場所の選定根拠（事業区域外の検討内容を含む）
- ④移植・移設前の環境と移植・移設後の創出環境の比較
- ⑤移植・移設までに必要な準備期間及びその根拠
- ⑥移植・移設の方法（移植・移設の順番・季節・時刻・移動方法等）

N o 3 2。創出環境について、以下の内容を定量的に示したうえで、成功基準（環境保全目標）と環境保全措置の効果の確実性を評価書に記載すること。

- ①消失面積と創出面積
- ②種ごとの生息環境の変化
- ③種数・個体群の変化

N o 3 3。多種多様な種を創出環境に移植・移設し、それが定着するには長い年月が必要となるため、創出環境の事後調査を行うと共に維持管理計画についても評価書に記載すること。

N o 3 3 までは以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(坂本会長)

ありがとうございました。

佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

鳥類に関するN o 2 8 と 2 9 の意見についてです。

ここに書いてあることで私はいいと思いますが、フクロウに関して、オオタカが生態系上位種ということはもちろん考えられていますけれども、夜間の鳥類の生態系の上位種は、この地域ではフクロウになります。そういう意味での位置付けを文章に入れたほうがいいと思います。

また、文章的にはこの2行目の「夜行性で」というところは、「で」が続きますので、「夜行性のため」としたほうがいいと思います。

次のNo 29について、冒頭に「周辺に」と書いてありますが、「オオタカ」と入れた方がはっきりすると思いました。

内容的には、全体として「生態系が失われていくことに関してどのように考えるか」ということです。オオタカもフクロウもこの丘陵地域に住んでいて、事業地を挟んで北西側にある笛吹川という環境は、おそらく冬の間の非常に重要な餌場環境として存在するのだと思います。その中間地点にこの事業地が含まれるわけですから、もう少し配慮して、「どのように失われるか」ということと、「生態系上位種を将来にわたって守っていくためにはどのようにしていけばいいか」を事業者には考えていただき、「なるべく影響のないように」という文書を知事意見に反映していただければと思います。

(坂本会長)

事務局は文言を考えていただくようお願いします。佐藤委員には、後で確認をお願いするかもしれません。

(佐藤委員)

わかりました。

(坂本会長)

小林(富)委員お願いします。

(小林(富)委員)

本日の前半の審議で言ったことですが、「水田の稲等の生育に、大気成分の変化が影響しないかどうか」も予測やモニタリングが必要と思います。今回ここを変えてということではなく、今後そのようなことも、どのように対応していけばいいかを含めて検討してもらえればと思います。特に水田地帯は、稲作に関わって「どういう大気成分が変質するのか」という記載が必要だと思います。煙突から出ている白煙が気になるという表現は、「景観として気になる」ということだけではない気がする

るので、農作物を作っているところについては、何かそういう記載も含めたほうがいいのではと思います。

(坂本会長)

事務局はわかりましたでしょうか。感じとしては、大気環境、水象、水循環等の言葉があって、それらの稲作への影響の話が入っていればいかと思います。

北原委員お願いします。

(北原委員)

内容についてはこれでよろしいかと思いますが、1点脱字があります。No 31②の「生育・生息条件・・・」で、1番最後の「周辺生態等」において、「周辺生態系等」と「系」を入れてください。

(坂本会長)

ありがとうございます。この植物・動物、生態系について、その他の委員で意見はありますか。

なければ、これらについても意見が出尽くしたということにさせていただきます。

最後の部分のNo 34から39の景観等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

資料7ページのNo 34です。フォトモンタージュ等の検討が不十分である。よって以下のとおり追加で環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

- ①東花輪駅、甲斐上野駅、(笛吹川を横断する)鉄道橋の眺望点への追加
- ②国道140号からのシークエンス景観(視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観)の作成
- ③夜景、航空法等の規制や送電鉄塔・電線等の附属物を含めたフォトモンタージュの作成
- ④将来計画にある「30年後の建替施設を併設した場合」のフォトモンタージュの作成
- ⑤個々の評価を踏まえた施設の形状(面・塊の分割)、塗分け、配置等のデザインへ反映

№35。環境影響評価の結果がどのように事業に反映されるか分からないため、環境保全措置の効果の不確実性の説明の一環として、環境影響評価への反映方法・反映内容について、評価書に記載すること。

また、評価書作成段階で設計が決定されず、予測及び保全措置の効果に不確実性があるため、事後調査を行うこと。

№36。道の駅とよみは対象事業実施区域周辺に位置し、利用者が多いことから、環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

№37。施設から発生する廃棄物については、処理方式ごとに異なるが、処理方式が決まっていなくても関わらず、焼却残渣について再資源化が行われることを理由に影響が極めて小さいとしており、根拠が不足している。焼却灰の埋立見込量や予測の不確実性を踏まえ、環境保全措置の追加と事後調査の必要性について再検討し、評価書に記載すること。

№38。対象事業実施区域のかさ上げに要する搬入土の量を明確にすると共に、運搬車両からの排気ガスによる大気汚染や、運搬車両の増加による地域交通への影響について検討し、その結果を評価書に記載すること。

8ページの№39です。工事中及び供用時における施設出入り口付近の交通渋滞の発生についてより丁寧に環境影響評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

また、環境保全措置の検討においては、車両の出入り方法、搬入時間・経路の分散、出入り口の増設、道路拡張の要請等、考えられうる方策について検討すること。

以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

(坂本会長)

ありがとうございました。

石井委員お願いします。

(石井委員)

どうしようかという意見がありまして、前半の審議ところで、事業者には煙も含めた景観の検討をしてもらっているのですが、そのことはあえて書かなくてもいいのかなとは思いますが。

また、これも前半の話で、夜景の表現について、例えば「感覚に合った再現方法を検討して欲しい」とか、「1番不利な気象天空の条件を見つ

けて再現等すること」をしっかりと入れておいた方がいいのか、もう事業者に言ってあるからいいのか、そこは事務局に判断してもらおうと思います。

(坂本会長)

この審議会に出席している人以外が仕事を引き継いだ場合に、その人たちにはわからないかと思しますので、入れておいた方がいいと思います。

(石井委員)

そういうことを入れていただくようお願いします。

次に、前半の話の中で、事業予定地周辺は、水田だけではなくトウモロコシを作っているという話がありました。人と自然との触れ合い活動の場のところで触れている道の駅とよとみは、トウモロコシで有名なところですが、環境影響評価の中でいう話かどうか分からないのですが、住民からの意見等にも全く出てこないのも、問題になっていないのかもしれませんが、周囲にこのようなごみ処理施設があるところで作っている作物はどうなのかなというのがある、それはどこで議論されているのかというのが気になります。道の駅から見える場所にあり、来る途中に見えるというのもありますし、東から来るとシャトレゼ等のいろいろな工場の間を通ってくるので工場があってもそれほど違和感がないのかもしれませんが、あの施設がごみ処理施設だとわかった瞬間に、道の駅の価値や、その地域で作って売られている農産物等の価値が下がるのかというのは、環境影響評価の知事意見に反映するかどうかは別として、どこかで検討しなければならないと思いました。

(坂本会長)

事務局は、No 36の知事意見素案の「環境影響評価」について、具体的にどのようなことをイメージしていますか。

(事務局 樋川課長補佐)

実は、山梨県環境影響評価等技術指針でも、具体的に「人と自然との触れ合い活動の場からの景観がどうか」とか、「そこにおける大気環境がどうか」ということは書いておらず、とにかく「その場所で何らかの影響があるとすれば幅広くその影響を検討する」という項目になっております。したがって、「どれか」というのは言いにくいです。ただし、風評被

害のようなものについては、環境影響評価には少しそぐわないです。

(坂本会長)

わかりました。「何とか等の環境影響評価」と書けばわかりやすいと思いますが、具体的に何かありますか。

(石井委員)

利用者の利用活動とか購買活動とかに関する経済的影響とかでしょうか。

(坂本会長)

人と自然との触れ合い活動の場ですから、「触れ合い」の中身をもう少し書けばいいと思います。

小林(富)委員お願いします。

(小林(富)委員)

先程の稲と同じで、農作物への影響という中で触れた方がいいのではないかという気がします。作物は光合成をすることで、種子等を作りますが、その中で大気を取り入れています。そういう中で作っているということは、やはり人に対して何らかの感情を起こさせるのではないかと思います。ですから、それが作物へは影響を及ぼさないということ、ただ「大丈夫です」と言うのではなく、ある程度科学的に説明する必要があると思います。そして、そのことが風評被害を低減することになると思います。ごみ処理施設の周りで作ったトウモロコシと言われれば、売れないのではないのでしょうか。しかし、「ここではこういう対策をしていて、このとうもろこしについては影響ないのだ」というように、農家さん等に対して、対外的にそのようなことをきっちりと説明する必要があると思います。そういうことから、農作物への影響という中で触れることが必要ではないかと思います。

(坂本会長)

わかりました。私としては風評被害という言葉は、あるのを前提にしているようにとれてしまうので使わないほうがいいと思います。ですから、さきほど申しました「利用者の〇〇活動への評価」というようなことを考えていただくようお願いします。わからなければ、少し曖昧に、「人と自然との触れ合いに関する活動について」というようなことを書いて

いただくのかと思います。「環境影響評価」だけですと、水象等の全てを含んでいるように見えて、具体性がなくなるので、人と自然との触れ合い活動の場ということがわかるような記載をお願いします。その内容が具体的にできればその方がいいですが、できなければ、ある程度曖昧な形で表現しておけば、風評被害に対する記載を含むことになると思うので、事務局は検討をお願いします。

石井委員は、案を御確認いただくようお願いいたします。

(石井委員)

あくまで個人的な感覚としては、多分、近くであったり、同じ道をごみ収集車が走っていたりすると、大分印象は下がると思います。一方で、環境影響評価と言う話ではないのででしょうし、他からそういう苦情がなければ、控えてもいいのではとも思います。

(坂本会長)

触れ合い活動を具体的にかけたら書いていただくということによろしいでしょうか。

(事務局 野中課長)

風評被害というのは、ごみ処理施設だとか、東北では原子力発電所もそうですけれども、古くからあるのですが、環境影響評価制度というのは、もともとそういった科学的な根拠を持たないイメージだけのものについて、ある程度定量的な根拠を持って予測し、「そうではない」なり、そのようなことを言っていく制度ですので、御主旨を踏まえた上で、それが知事意見なりで、きっちりと評価書に反映されるように少し検討させていただきます。

(坂本会長)

はい。ありがとうございます。

小林（富）委員をお願いします。

(小林（富）委員)

私の意見に付け加えさせていただきます。余計なことかもしれませんが、稲とトウモロコシは光合成の仕方が違います。稲はC3植物と言われていて、トウモロコシはC4植物で、二酸化炭素を吸う時間帯が違います。したがって、昼の大気の場合と、夜の大気の場合がそれぞれ必要

になると思いますので、その辺を専門の人に確認しながら予測・評価すると説明の根拠になると思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。

No37は、後藤先生の意見を反映したということですが、先程退出されましたので、後で事務局から御確認ください。

他の委員はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

よろしければ御意見が出尽くしたということで、知事意見素案の全体を通して何か追加意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは御意見が出尽くしたようなので、準備書に対する知事意見の素案につきましては、本日の時点で大枠として、御了解いただけたものとさせていただきます。この件につきましては、集まって審議するのは今回が最後になります。通例となりますが、今後については会長に御一任いただき、私の方でまた表現等を含めて確認させていただきます。

それでは本件につきましては以上です。委員の皆様におかれましては、本日の議題について、追加の質問意見がありましたら、1週間後の8月27日までにメール等で事務局まで御連絡ください。本日欠席の委員についても、事務局から連絡して確認する予定です。

以上をもちまして、私が司会の部分の審議を終わらせていただきます。

(司会 齋藤総括課長補佐)

以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。委員の皆様方には、貴重な御意見を賜るとともに、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。また、坂本会長には議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事を全て終了いたします。

3 その他

(司会 齋藤総括課長補佐)

それでは、次第に戻りまして、「3 その他」について事務局から申し上げます。

(事務局 樋川課長補佐)

事務局より今後について御説明させていただきます。これまでの第1

回、第2回と同様、今回の会議につきましても、事務局で議事録を作成し、委員の皆様にお送りしますので、届きましたら御自身の発言について確認をお願いします。

また別件となりますが、既に御案内のとおり、リニア中央新幹線の中間報告書が7月に公表され、年末にかけて当該事業に係る審議会を予定しております。日程等が決まりましたらお知らせいたしますので、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(司会 齋藤総括課長補佐)

その他として、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議ありがとうございました。

<了>